

令和 2 年 7 月豪雨により被災されたお客様に対する電気料金等の特別措置について

このたびの令和 2 年 7 月豪雨により被災されたお客様に、心よりお見舞い申し上げます。

当社は、このたびの豪雨に伴う影響で、災害救助法が適用された地域および隣接する地域において、電気料金等の特別措置の適用を行うことといたしました。

対象となる地域において、被災されたお客様からのお申し出に応じて適用させていただきます。お客様の状況に応じて、ご相談させていただきますので、下記連絡先へご連絡ください。

1 適用対象

適用対象市町村で当社と電気のご契約をいただいているお客様

[適用対象市町村]

●災害救助法適用市町村

都道府県	市町村
長野県	松本市、飯田市、伊那市、安曇野市、上伊那郡宮田村、下伊那郡阿南町、下伊那郡阿智村、下伊那郡下條村、下伊那郡売木村、木曽郡上松町、木曽郡南木曽町、木曽郡王滝村、木曽郡大桑村、木曽郡木曽町
岐阜県	高山市、中津川市、恵那市、飛騨市、郡上市、下呂市
島根県	江津市
福岡県	大牟田市、八女市、みやま市、久留米市
佐賀県	鹿島市
大分県	日田市、由布市、玖珠郡九重町、玖珠郡玖珠町
熊本県	荒尾市、玉名市、菊池市、玉名郡玉東町、山鹿市、八代市、人吉市、水俣市、上天草市、天草市、玉名郡南関町、玉名郡長洲町、玉名郡和水町、阿蘇郡南小国町、阿蘇郡小国町、葦北郡芦北町、葦北郡津奈木町、球磨郡錦町、球磨郡多良木町、球磨郡湯前町、球磨郡水上村、球磨郡相良村、球磨郡五木村、球磨郡山江村、球磨郡球磨村、球磨郡あさぎり町
鹿児島県	薩摩川内市、垂水市、いちき串木野市、阿久根市、出水市、伊佐市、鹿屋市、曾於市、志布志市、出水郡長島町、曾於郡大崎町

●隣接する地域

都道府県	市町村
山梨県	南アルプス市、北杜市

長野県	上田市、岡谷市、諏訪市、駒ヶ根市、大町市、茅野市、塩尻市、小県郡長和町、小県郡青木村、諏訪郡下諏訪町、諏訪郡富士見町、上伊那郡箕輪町、上伊那郡飯島町、上伊那郡南箕輪村、下伊那郡松川町、下伊那郡高森町、下伊那郡平谷村、下伊那郡根羽村、下伊那郡天龍村、下伊那郡泰阜村、下伊那郡喬木村、下伊那郡豊丘村、下伊那郡大鹿村、木曽郡木祖村、東筑摩郡生坂村、東筑摩郡山形村、東筑摩郡朝日村、東筑摩郡筑北村、北安曇郡池田町、北安曇郡松川村
岐阜県	関市、美濃市、瑞浪市、加茂郡七宗町、加茂郡八百津町、加茂郡白川町、加茂郡東白川村、大野郡白川村
愛知県	豊田市、北設楽郡豊根村
静岡県	静岡市、浜松市、榛原郡川根本町
富山県	富山市
福井市	大野市
島根県	浜田市、大田市、邑智郡邑南町、邑智郡川本町
福岡県	柳川市、筑後市、うきは市、朝倉市、小郡市、大川市、八女郡広川町、三井郡大刀洗町、三潁郡大木町、朝倉郡東峰村、田川郡添田町
長崎県	大村市
佐賀県	嬉野市、杵島郡白石町、藤津郡太良町、鳥栖市、神埼市、三養基郡みやき町
大分県	大分市、別府市、中津市、竹田市、宇佐市
熊本県	宇城市、阿蘇市、八代郡氷川町、上益城郡山都町、下益城郡美里町、天草郡苓北町
宮崎県	えびの市、小林市、都城市、串間市、東臼杵郡椎葉村、児湯郡西米良村
鹿児島県	鹿児島市、日置市、姶良市、霧島市、薩摩郡さつま町、姶良郡湧水町、肝属郡東串良町、肝属郡肝付町、肝属郡錦江町

※上記以外の市町村が本災害における災害救助法の適用となった場合、その適用日から当該市町村およびその隣接市町村も特別措置の対象地域といたします。詳細は内閣府ホームページよりご確認ください

http://www.bousai.go.jp/taisaku/kyuujo/kyuujo_tekiyou.html

2 特別措置の内容

ア 電気料金の支払期日の1ヶ月間延長

以下表の通り、電気料金の支払期限を延伸いたします。

低圧のお客様	2020年4月分、5月分、6月分および7月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。
高圧・特別高圧のお客様	2020年6月分、7月分、8月分および9月分の電気料金を対象として支払期日をそれぞれ1ヶ月間延長いたします。

イ 不適用月の電気料金の免除

被災日から継続して電気を使用しなかった月の電気料金を被災日が属する月分の次の月分から6ヶ月間に限り、免除いたします。

ウ 工事費負担金等の免除

被災されたお客様が被災前と同じ契約内容で2021年1月末日までに電気の使用を申し込まれた場合の工事費負担金は申し受けません。

被災されたお客様が引込線、計量器等の取付位置の変更を2021年1月末日までに申し込まれた場合は、諸工料を申し受けません。

エ 臨時工事費の免除

被災されたお客様が臨時電灯または臨時電力の使用を2021年1月末日までに申し込まれた場合は、臨時工事費を申し受けません。

オ 被災により使用できなくなった設備の基本料金免除

災害のため一時使用不能となった電気設備について、2021年1月末日までの間は、復旧するまでその使用不能設備分の基本料金を申し受けません。

■お問合せ先

低圧のお客様

出光昭和シェル「電気お客様センター」 ☎0120-033-364（フリーダイヤル） ☎0570-03-6789（ナビダイヤル） ☎03-6627-1820 【受付時間】9:00-17:30（12月30日～1月4日を除く）

高圧・特別高圧のお客様

出光興産株式会社 電力・再エネ販売部 ☎03-5531-5784 【受付時間】9:00-17:30（土日祝日および年末年始を除く）
--